# 第138回 青森県都市計画審議会 議事録

平成27年 2月17日 (火)

日 時:平成27年 2月17日(火) 午後1時30分から

場 所:青森県庁 西棟8階中会議室

出席者:会長 氏家 良博

委員 工藤 淳子

委員 佐々木 弘子

委員 篠崎 有香

委員 田中 正子

委員 豊田 育郎 (代理:栃沢 一成)

委員 縄田 正 (代理:大森 祐一)

委員 永松 健次 (代理:佐藤 幸彦)

委員 山本 和毅 (代理:服部 修)

委員 森内 之保留

委員 西谷 洌

委員 清水 悦郎

委員 杣谷 和穐

以上13名出席

案 件:情報提供 都市再生特別措置法の改正について

議 事 議案第1号 八戸都市計画道路の変更(青森県決定)について

#### (司会)

皆様、お疲れ様でございます。ご案内しておりましたお時間となりましたので、ただいまから、第138回青森県都市計画審議会を開会いたします。

開会に先だちまして、青森県県土整備部都市計画課長の野呂よりごあいさつ申し上げます。

## (野呂都市計画課長)

都市計画課長の野呂でございます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の就任につきまして、快くお引き受けいただき、ありがとうございました。

昨年9月に改選いたしましてから、本日が最初の審議会でございます。

なお、委員として就任していただいておりました青森公立大学教授の山本恭 逸様が、去る1月9日にご逝去されました。

山本先生は平成18年に委員に就任されて以来、8年にわたり、当審議会の会長を務めるなど、本県の都市計画行政に多大なるご貢献を賜りました。

この場をお借りしてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、最近、人口の急激な減少と高齢化が問題視されていますが、高齢者や 子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政 面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題とな っております。

国においては、昨年、都市再生特別措置法を改正し、市町村が都市全体を見渡しながら将来の人口予測や財政状況を踏まえて、都市の将来像を示した「立地適正化計画」を策定できるようにするなど、都市のコンパクト化を推進しており、今後の都市計画・まちづくりが重要となって参ります。

本日は、一つ目として都市再生特別措置法の改正について、情報提供させて頂きます。また、二つ目として八戸都市計画道路の変更について、ご審議頂きたいと考えております。

委員の皆様方には、ご忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申 し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いします。

#### (司会)

それでは今回、第1号委員の任期満了に伴う改選と第2号委員の人事異動によりまして、委員に変動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

弘前大学大学院理工学研究科教授の氏家良博様でございます。

一般社団法人青森県建築士会理事の工藤淳子様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

特定非営利活動法人あおもり男女共同参画を進める会副理事長の篠崎有香様でございます。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の豊田育郎様でございますが、本日は代理として栃沢一成様がご出席いただいております。

東北地方整備局長の縄田正様でございますが、本日は代理として青森河川国 道事務所の大森祐一様が出席されております。

東北運輸局長の永松健次様でございますが、本日は代理として青森運輸支局 の佐藤幸彦様が出席されております。

青森県警察本部長の山本和毅様でございますが、本日は代理として服部修様が出席されております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

森内之保留様でございます。

西谷洌様でございます。

清水悦郎様でございますが、本日は所用で遅れると承っております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。 青森県町村議会議長会会長の杣谷和穐様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第3号委員として青森県市長会会長の 鹿内博様にご就任いただいております。

なお、本日の出席状況につきまして、委員14名のうち、13名の出席となっております。委員の2分の1以上となりますので、この会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事のご紹介をさせていただきま す。今回から新たに幹事を務めます、青森県県土整備部都市計画課長の野呂聡 です。

同じく幹事を務めます建築住宅課長の升野正實は、本日所用のため欠席であります。

今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、会長を選任 することとなります。

青森県都市計画審議会会長は、青森県附属期間に関する条例によりまして、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員から選出することとなっております。事務局としましては、弘前大学大学院理工学研究科教授の氏家委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでございましょうか。

## (各委員)

異議なし。

## (司会)

ありがとうございます。委員皆様のご賛同を得ましたので、氏家委員に会長 をお願いしたいと存じますが、氏家委員よろしいでしょうか。

# (氏家会長)

謹んで務めさせていただきます。

#### (司会)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長にご就任いただきました氏家委員には会長席への移動をお願いいたします。

早速で大変恐縮でございますけども、氏家会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

# (氏家会長)

選任いただきましたので、これから会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

国・県ともに高齢化少子化、更には過疎化が進んでおります。これからのまちづくりは、地方分権の推進等に伴って、地域に密着したよりきめ細やかな都市計画行政の展開が求められております。審議会に諮問されました事項については公正な審議を通して、青森県の都市計画行政の推進に努力して参りたいと存じます。委員皆様方のご指導、ご協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。これからよろしくお願いいたします。

## (司会)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります前に、資料の確認を行わせていただきたいと思います。

事前に皆様に送付させていただいておりますが、A4の紙の下の方にページ番号を振っております、1ページ目が本審議会の次第となっております。2ページ目は、委員名簿及び出席状況。3ページ目は、委員席図となります。続いて、冊子となっておりますが、議案書になります。そして、A3判のものを折り込んでおりますものになりますけども参考資料となります。それと、カラーの国土交通省のパンフレットが1部、本日机の上に配布させていただいており

ましたA4横判のカラーの資料で、以上でございます。 ご不足などございましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは、青森県付属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が 会議の議長となりますので、氏家議長、議事の進行をよろしくお願いいたしま す。

## (氏家議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきますのでよろしくお 願いいたします。

早速ですが、最初に慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を 指名させていただきます。田中委員と杣谷委員にお願いしたいと思いますがよ ろしいでしょうか。

## (田中委員・杣谷委員)

はい。

## (氏家議長)

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、議案の審議に入ります前に、情報提供として都市再生特別措置法の改正について、事務局の方から説明していただきたいと思います。

#### (事務局)

(都市再生特別措置法の改正について説明・・・省略)

(配布資料参照)

#### (氏家議長)

どうもありがとうございました。ただいま説明していただきました都市再生 特別措置法の改正につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございま したらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

## (篠崎委員)

教えていただきたいのですが、立地適正化計画について、県内であれば40 市町村あると思いますけれども、その40市町村一律全てに対して、作成して 行くと考えられるのか、それとも、これから長い視野で見たとき、今の市町村 の例えば線引きを見直すことも視野に入れておられるのかをお聞きします。

#### (事務局)

県内40市町村ありますけれども、実はこの都市再生特別措置法が適用になるのは、都市計画区域を持っている市町村だけになりまして、県内では28市町村になります。その28市町村に対して、色々と説明させていただいておりますけども、市町村の線引きの見直し等に関しては考えておりません。あくまでも今ある市町村の中で、取組を色々と考え、温度差や必要性もありますので、必ず作成しなさいという訳ではなく、あくまでも自らの提案や自主性を重んじる。逆に言うとこういう計画というのは、必ず皆さんに作って下さいと言うと、作成してもやはり同じような計画になっても意味がございませんので、各々の市町村が自主的に作らなきゃいけない、というような認識を持ってもらうことが一番重要ではないかと考えております。40市町村を集約するのかという話に関しては先程も言いましたが、やはり今の市町村を基本としまして、その市町村間での連携と言いますか、例えば大きな都市と小さい都市との連携みたいなもので補って行ったらどうかと考えております。

#### (篠崎委員)

例えば、その小さい町村とかで逆にこういう計画を取り組みたいと思っていても、その都市計画区域外であれば、適用にならないということですか。

#### (事務局)

そうです。ただ「小さな拠点」という制度もございまして、まったく同じではないですが、都市計画区域外においても似たような取組ができる制度もございます。

#### (氏家議長)

他にご意見、ご質問等ないようですので、続きまして議案の審議に入ります。

議案第1号「八戸都市計画道路の変更(青森県決定)」について、ご審議を お願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

#### (事務局)

議案第1号「八戸都市計画道路の変更(青森県決定)」について、ご説明させていただきます。

はじめに、今回の変更が都市計画道路の変更についてですので、都市計画道路についてご説明して行きたいと思います。

はじめに都市計画道路というのは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る ため、都市計画法に基づいて決定された道路のことで、目的とその効果は、都 市に必要な道路の建設を円滑に行うために、事前に住民の方にルートを示して あげるというのが効果のひとつです。もうひとつが道路予定地内において、比 較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行うことができるのがもう ひとつの目的と効果です。

こちらが建築制限のイメージになりますが、例えばこの黒い線が現在の道路 になります。この青い点線が都市計画道路の区域になります。この黒い線と青 い点線の間、こちらが建築制限のある区域になります。

こちらの区域ですが、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であることと、木造等で比較的容易に除去できる建築物でなければ 建築することができないことになります。

それでは、「八戸都市計画道路の変更」の具体的な内容について説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は1ページ、参考資料も1ページからとなります。

今回の変更の対象となる3・3・8号白銀市川環状線で、幅員を変更するものです。

まずは、場所について説明します。皆様に見ていただいているのは、八戸都 市計画図になります。

白銀市川環状線は、八戸市東部の築港街から市街地を迂回し、八戸市北部の 市川町に至る都市の骨格なす外環状道路として位置づけている路線で、大部分 が主要地方道八戸環状線となっております。

市内中心部の通過交通を分散させることにより交通渋滞を解消する役割を果たすとともに、重要港湾八戸港、八戸インターや八戸北インターといった高速道路のインター、東北新幹線八戸駅の高速交通拠点、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院などの医療施設、八戸北インター工業団地、桔梗野工業団地などの工業地区を連絡する地域経済の発展と競争力強化に必要な主要幹線道路です。

茶色の実線部分は整備済みで、茶色の点線部分が事業中、黄色の点線部分は 未着手の区間となります。今回、変更される区間は、売市鳥沢線(国道104 号)と尻内百石線(国道454号)の間にある赤で表示されている部分です。

昨年度、糠塚工区が開通し、中居林工区、天久岱工区、今回変更される尻内工区が事業中です。中居林工区は、平成27年度開通予定で、尻内工区が開通すると、八戸港から八戸駅まで1つに繋がることになり、八戸港、東北新幹線八戸駅や東北縦貫道八戸ICへのアクセスが向上すること、また、中心市街地に集中する交通渋滞が減少することが期待されます。

続きまして、路線の変更案について説明いたします。

この図面では、変更前を青色、変更後を赤色で表示しています。今回、変更 区間の都市計画決定幅員は、一般部でW=22.0m、売市烏沢線及び尻内百 石線との交差点部はW=25.0m、馬淵側を渡る橋梁部はW=22.0mと なっておりますが、今回、歩道幅員及び路肩幅等の見直しを行い、一般部W= 23.5m、交差点部W= 25.0m、橋梁部W= 22.5mに変更することによって、歩行者・自転車の安全を確保するとともに、交通の安全性・快適性を確保したいということで、幅員の変更をさせていただいきたいと考えております。

断面図について、こちらが一般部、交差点部、橋梁部の当初案の幅員と変更 案、今回ご審議していただきたい幅員となりますが、変更されている場所は赤 枠で囲っている幅員になります。こちら当初、計画決定した幅員の時代から道 路構造令というものが改訂されまして、それに沿った形で幅員を変更しており ます。道路構造令とは、道路法に基づく政令になっておりまして、道路の構造 に一般的技術的基準を定めたものになっています。その道路の新築、改築を行 う場合は、こちらの道路構造令を基に道路の幅員等を決定しています。

まず、歩道幅員の変更については、歩行者・自転車の安全性を確保するために、一般部、交差点部は、当初はW=2.5meW=3.5mに変更しております。また橋梁部については、W=2.5meW=3.0mに変更しております。次に路肩幅員の変更については、交通の安全性・快適性を確保するために、一般部・橋梁部の幅員をW=0.5meW=0.75mに変更しております。あと中央帯幅員の変更については、歩道と路肩を広げておりますが、影響範囲を最小限にしたいということで、縮小できる中央帯をそれぞれ縮めて、一般部・橋梁部は、W=3.0meW=1.0mに変更したいと考えております。

次にこれが現在の現地の状況となっております。

左上が写真の撮影場所になります。

まず1枚目の写真は、起点部の状況で、国道104号より、終点部に向かって撮影した写真です。赤線は、今回ご審議していただいている都市計画道路の区域をイメージしたものです。

この2枚目の写真は、馬淵川付近の状況です。終点部方向から起点部方向に 撮影した写真となります。

この3枚目の写真は、変更区間のほぼ中間付近の状況です。起点部方向から 終点部方向を撮影した写真となります。

最後に、4枚目の写真は、終点部の状況で、国道454号より、起点部に向かって撮影した写真です。起点部方向から終点部方向を撮影した写真です。

以上で、議案第1号「八戸都市計画道路の変更」についての説明を終わります。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成27年1月20日から2月2日まで変更案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (氏家議長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました議案第1号につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

## (杣谷委員)

現在、中間部・終点部に住宅が相当あるような感じに見えるのですが、住民の方との話し合いについてはどうなっているのか。

#### (事務局)

今回の八戸都市計画道路の変更については、昨年の12月9日に住民の方に 来ていただいて説明会を開催しました。その際に、かかるよというお話をし て、かかることに対する不満等は、特段ありませんでした。また、詳しい買収 等につきましては来年度から行っていく予定です。

# (杣谷委員)

その対象になる地権者の方への代替地の用意は、県の方で斡旋等するのか。

#### (事務局)

道路がかかると買収はしますが、その代わりの土地を県の方で見つけるなど ということはせず、地権者の方に見つけてもらうことになります。

あくまで県では、かかった分の金額を支払うことになります。

#### (杣谷委員)

その対象となる全体の住宅の戸数は、どのくらいあるか。

#### (事務局)

正式な数値ではありませんが、およそ50戸です。

#### (氏家議長)

ほかにご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。 議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

#### (各委員)

異議なし。

# (氏家議長)

それではご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。

それでは、進行を司会の方にお返しいたします。

# (司会)

皆様方には、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第138回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。